

# 国立大学法人岩手大学学長候補者の所信を聴く会実施要領

(平成27年3月24日学長選考会議 制定)

(令和5年3月22日学長選考・監察会議 最終改正)

国立大学法人岩手大学学長選考細則（以下、「学長選考細則」という。）第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学学長候補者の所信を聴く会（以下、「所信を聴く会」という。）の実施に関し、以下のとおり要領を定める。

## （実施方法）

第1 所信を聴く会は、学長候補者による所信の陳述及び学長選考・監察会議委員との質疑応答により行う。

## （学長候補者の参加）

第2 学長候補者は、所信を聴く会へ参加することを原則とする。

- 2 学長選考・監察会議は、学長候補者に対し、学長候補者となることの意味確認を行う際に、所信を聴く会の実施について周知し、参加について確認する。
- 3 学長候補者は、やむを得ない理由で所信を聴く会に参加できない場合、学長選考・監察会議に対してその理由を付して申し出を行う。
- 4 学長選考・監察会議が前項の申し出を真にやむを得ないものと判断した場合は、代替の措置を講ずることができる。
- 5 学長候補者が所信を聴く会への参加を示した後に、参加できない事由が生じた場合についても、第3項及び前項と同様の取扱いとする。

## （質疑）

第3 所信を聴く会における質問事項は、学長選考・監察会議で決定する。

- 2 学長選考・監察会議で決定した質問事項は、事前に学長候補者に示すものとする。
- 3 学長候補者は、前項で示された質問事項への回答を、所信を聴く会の終了後の学長選考・監察会議が指定する日までに文書により提出するものとする。
- 4 学長選考・監察会議は、前項で提出された回答を学内に公表するものとする。

## （視聴方法）

第4 国立大学法人岩手大学学長選考に係る意向聴取実施要領第2に定める投票資格者は、所信を聴く会を会場において視聴することができる。

- 2 学長選考・監察会議は、前項のほか、岩手大学の教職員が所信を聴く会を視聴できるようにするため、所信を聴く会の録画、録音を行い、WEB等の方法により学内に配信する。

## 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。